

KTC 通信サービス 契約約款

第13版

令和3年7月1日

株式会社ケーティーコミュニケーションズ

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 約款の掲示	1
第4条 用語の定義	1
第2章 KTC通信サービスの種類	4
第4条の2 KTC通信サービスの種類	4
第4条の3 KTC通信サービスの通信モード	4
第3章 会員契約	5
第5条 会員契約の単位	5
第6条 会員契約申込みの方法	5
第7条 会員契約申込みの承諾	5
第8条 契約者回線の追加	5
第9条 当社から行う通知等の方法及びKTC契約者の氏名等の変更の届出	5
第10条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止	6
第11条 KTC契約者の地位の承継	6
第12条 KTC契約者が行う会員契約の解除	6
第13条 当社が行う会員契約の解除	6
第14条 会員契約の終了	6
第14条の2 削除	6
第4章 料金契約	7
第15条 料金契約の単位	7
第16条 料金契約申込みの方法	7
第17条 料金契約申込みの承諾	7
第17条の2 料金契約に係る契約移行	7
第18条 KTC通信サービスの利用の一時中断	7
第19条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止	7
第20条 KTC契約者が行う料金契約の解除	7
第21条 当社が行う料金契約の解除	7
第21条の2 料金契約の終了	8
第21条の3 初期契約解除の取り扱い	8
第5章 オプション機能	9
第22条 オプション機能の提供	9
第22条の2 KTC通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い	9
第6章 無線機器の利用	10
第1節 UIMカードの貸与等	10
第22条の3 UIMカードの貸与	10
第22条の4 電話番号その他の情報の登録等	10
第22条の5 UIMカードの情報消去及び破棄	10
第22条の6 UIMカードの管理責任	10
第22条の7 UIMカード暗証番号	10
第2節 無線機器の接続等	10
第23条 無線機器の接続	10

第3節 無線機器の検査等	11
第24条 無線機器に異常がある場合等の検査	11
第25条 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	11
第26条 無線機器の電波法に基づく検査	11
第7章 利用中止及び利用停止	12
第27条 利用中止	12
第28条 利用停止	12
第8章 通信	13
第29条 インターネット接続サービスの利用	13
第30条 通信の条件	13
第31条 通信利用の制限	13
第31条の2 同上	14
第31条の3 同上	14
第31条の4 同上	14
第9章 料金等	15
第1節 料金及び工事に関する費用	15
第32条 料金及び工事に関する費用	15
第2節 料金等の支払義務	15
第33条 基本使用料の支払義務	15
第34条 基本使用料の日割り	15
第34条の2 削除	15
第34条の3 プラスエリアモードオプション料の支払義務	16
第34条の4 ユニバーサルサービス料の支払義務	16
第34条の5 電話リレーサービス料の支払義務	16
第35条 手続きに関する料金の支払義務	16
第36条 グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務	16
第37条 督促手数料の支払義務	16
第38条 工事費の支払義務	16
第3節 料金等の計算及び支払い	18
第39条 料金の計算方法等	18
第40条 料金等の請求	18
第41条 料金等の支払い	18
第42条 料金の一括後払い	18
第43条 料金等の臨時減免	18
第44条 期限の利益喪失	18
第4節 預託金	19
第45条 預託金	19
第5節 割増金及び延滞利息	19
第46条 割増金	19
第47条 延滞利息	19
第6節 端数処理	19
第48条 端数処理	19
第10章 保守	20
第49条 当社の維持責任	20
第50条 KTC契約者の維持責任	20
第51条 KTC契約者の切分責任	20
第52条 修理又は復旧	20

第11章 損害賠償	21
第53条 責任の制限	21
第54条 免責	21
第12章 雜則	22
第55条 承諾の限界	22
第56条 無線事業における利用の禁止	22
第57条 利用に係るKTC契約者の義務	22
第58条 他の電気通信事業者への通知	22
第58条の2 同上	22
第59条 KTC契約者に係る情報の利用	22
第60条 公衆無線LANサービスの認証	23
第61条 認定機器以外の無線機器の扱い	23
第62条 合意管轄裁判所	23
第63条 準拠法	23
 料金表	24
通則	24
第1表 KTC通信サービスに関する料金	24
第1 基本使用料	24
第2 削除	35
第3 プラスエリアモードオプション料	35
第4 ユニバーサルサービス料	36
第5 電話リレーサービス料	36
第6 手続きに関する料金	36
第7 グローバルIPアドレスオプション利用料	37
第8 削除	37
第9 督促手数料	37
第2表 工事費	38
別表	39
別記	41
附則	42
別紙	45

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ケーティーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、このＫＴＣ通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりＫＴＣ通信サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに提示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

(約款の掲示)

第3条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、ＫＴＣ通信サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備（提携事業者が設置するものに限ります。以下「WiMAX2+基地局設備」といいます。） (2) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）に定める第五世代移動通信システムによるもの（提供事業者が設置するものに限ります。以下「5G基地局設

	備」といいます。) (3) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九一四世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。以下「LTE基地局設備」といいます。）
KTC通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
KTC通信サービス	KTC通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備とKTC契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
契約者回線	無線基地局設備とKTC契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
サービス取扱所	(1) KTC通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりKTC通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
会員契約	この約款に基づき当社からKTC通信サービスの提供を受ける資格を得るための契約
料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
KTC契約者	当社と会員契約を締結している者
UIMカード	電話番号その他の情報を記憶して無線機器に装着して使用するICカードであって、KTC通信サービスの提供のために当社がKTC契約者に貸与するもの
提供開始日	料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（KTC通信網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又はKTC契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。）
料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
提携事業者	KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係るIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
グローバルIPアドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他IPアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるIPアドレス
プライベートIPアドレス	グローバルIPアドレス以外のIPアドレス
WiMAX2+通信	WiMAX2+回線により行われる通信
5G通信	5G基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
LTE通信	LTE回線により行われる通信
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第2章 KTC通信サービスの種類

(KTC通信サービスの種類)

第4条の2 KTC通信サービスには、次の種類があります。

種類	内容
WiMAX+5Gサービス	当社が無線基地局設備とKTC契約者が指定する無線機器（5G通信を行うことができるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するKTC通信サービス
WiMAX2+サービス	WiMAX+5Gサービス以外のKTC通信サービス

2 KTC契約者は、KTC通信サービスの種類の変更を請求することは出来ません。

(KTC通信サービスの通信モード)

第4条の3 KTC契約者は、KTC通信サービスの種類に応じて、次表に定める通信モード（それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものを行います。以下同じとします。）を選択することができます。

KTC通信サービスの種類	通信モード	利用可能な通信
WiMAX+5Gサービス	スタンダードモード	当社所定のWEBサイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域におけるWiMAX2+通信、5G通信及びLTE通信
	プラスエリアモード	当社所定のWEBサイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域におけるWiMAX2+通信、5G通信及びLTE通信
WiMAX2+サービス	ハイスピードモード	WiMAX2+通信
	ハイスピードプラスエリアモード	WiMAX2+通信及びLTE通信

備考 スタンダードモード又はプラスエリアモードに係る区域を定めた当社所定のWEBサイトは次の通りです。
<https://www.uqwimax.jp/wimax/area/>

第3章 会員契約

(会員契約の単位)

第5条 当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合、KTC契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

(会員契約申込みの方法)

第6条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（KTC通信網等を経由して、当社が定める契約事項をそのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

(会員契約申込みの承諾)

第7条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 会員契約の申込みをした者がKTC通信サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
- (3) 会員契約の申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。
- (4) 会員契約の申込みをした者が、第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、KTC通信サービスの利用を停止されたことがある又はKTC通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第56条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 第57条（利用に係るKTC契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(契約者回線の追加)

第8条 KTC契約者は、新たに契約者回線の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

(当社から行う通知等の方法及びKTC契約者の氏名等の変更の届出)

第9条 当社は、この約款に基づき、KTC契約者に通知その他の連絡（以下この条において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が定める別の方によりその通知を行うときは、KTC契約者から届け出にあった氏名、名称、住所及び居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先に係る情報（以下、「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。

2 KTC契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかにKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

3 当社は前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 KTC契約者は、第2項の届け出を怠ったことにより、当社がそのKTC契約者の従前の契約者連絡先に充てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にそのKTC契約者が通知内容を了承したものとして扱うことについて同意していただきます。

- 5 KTC契約者が事実に反する届け出を怠ったことにより当社が届け出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 6 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発送した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 7 当社は、契約者連絡先が事実に反しているものと判断したときは、この約款の規定によりKTC契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 KTC契約者が会員契約に基づいてKTC通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(KTC契約者の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割によりKTC契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、そのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出させていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 KTC契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条（KTC契約者の氏名等の変更の届出）第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(KTC契約者が行う会員契約の解除)

第12条 KTC契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う会員契約の解除)

第13条 当社は、第28条（利用停止）の規定によりKTC通信サービスの利用を停止されたKTC契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することができます。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、KTC契約者が第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、KTC通信サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することができます。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、KTC契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめKTC契約者にそのことを通知します。

(会員契約の終了)

第14条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第14条の2 削除

第4章 料金契約

(料金契約の単位)

第15条 当社は、1の申込みごとに1の料金契約を締結します。

(料金契約申込みの方法)

第16条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと一緒に会員契約の申込みを行っていただきます。

(料金契約申込みの承諾)

第17条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第7条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(料金契約に係る契約移行)

第17条の2 KTC契約者は、契約移行（当社が別に定める態様により、WiMAX2+サービスに係る料金契約を解除すると同時に新たにWiMAX+5Gサービスに係る料金契約を締結することをいいます。以下同じとします。）を申し出ることが出来ます。

ただし、WiMAX2+サービスの料金契約において、KT-WiMAX FLAT ツープラス（期間条件なし）又はKT-WiMAX FLAT ツープラス（期間条件なし）ギガ放題の適用を受けている場合は、この限りではありません。

(KTC通信サービスの利用の一時中断)

第18条 当社は、KTC契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係るKTC通信サービスの利用の一時中断（その請求のあったKTC通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(料金契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第19条 KTC契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(KTC契約者が行う料金契約の解除)

第20条 KTC契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う料金契約の解除)

第21条 当社は、第28条（利用停止）の規定によりKTC通信サービスの利用を停止されたKTC契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することができます。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、KTC契約者が第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、KTC通信サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することができます。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、KTC契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめＫＴＣ契約者にそのことを通知します。

(料金契約の終了)

第21条の2 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

(初期契約解除の取扱い)

第21条の3 ＫＴＣ契約者は、新たな利用料金契約（契約移行に係るものを除きます。以下この条において「新規契約」といいます。）又は既に締結されている料金契約の一部の変更（契約移行による料金契約の申込みを含みます。以下この条において同じとします。）を内容とする契約（以下、この条において「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。）を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約者回線の提供を開始した日（変更契約にあっては、その効力を発した日とします。）から起算して8日を経過するまでの間に、ご契約頂いた店舗にて対象契約を特定できる事項（受付番号・契約者住所・契約者氏名）を記載した書面を発した場合に限り、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除（以下、「初期契約解除」といいます。）を行うことが出来ます。

2 初期契約解除は、ＫＴＣ契約者が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。

3 初期契約解除に関するその他の取り扱いは、事業法第26条の3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

第5章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第22条 当社は、KTC契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、KTC契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

(KTC通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第22条の2 当社は、KTC通信サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第6章 無線機器の利用

第1節 UIMカードの貸与等

(UIMカードの貸与)

- 第22条の3 当社は、KTC通信サービスの提供に際して、KTC契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の料金契約につき1とします。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することができます。この場合は、あらかじめそのことをKTC契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

- 第22条の4 当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

(UIMカードの情報消去及び破棄)

- 第22条の5 当社は、次の場合には、当社の貸与するUIMカードに登録された電話番号その他の情報を消去することがあります。当社は情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。
- (1) そのUIMカードの貸与に係るKTC契約の解除があったとき。
- (2) UIMカード変更その他の理由によりUIMカードを利用しなくなったとき。
- 2 KTC契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

(UIMカードの管理責任)

- 第22条の6 KTC契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 2 KTC契約者は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、KTC契約者以外の者がUIMカードを利用した場合であっても、そのUIMカードの貸与を受けているKTC契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(UIMカード暗証番号)

- 第22条の7 KTC契約者は、当社が別に定める方法により、UIMカードにUIMカード暗証番号（そのUIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのUIMカードの貸与を受けているKTC契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのKTC契約者が登録を行ったものとみなします。
- 2 KTC契約者は、UIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第2節 無線機器の接続等

(無線機器の接続)

- 第23条 KTC契約者は、契約者回線に無線機器（当社及び提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの並びに契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
- (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 KTC契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。
- 6 KTC契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第3節 無線機器の検査等

(無線機器に異常がある場合等の検査)

第24条 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、KTC契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、KTC契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 3 KTC契約者は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

(無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第25条 KTC契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、KTC契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 KTC契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

(無線機器の電波法に基づく検査)

第26条 前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第27条 当社は、次の場合には、KTC通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第31条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりKTC通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのKTC契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

第28条 当社は、KTC契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（KTC通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は料金回収会社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社がKTC契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していくまでの間）、そのKTC通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。
 - (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
 - (3) KTC通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (4) 第9条（KTC契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
 - (5) KTC契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のKTC通信サービスに係る料金その他の債務又はKTC契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (6) KTC契約者がそのKTC通信サービス又は当社と契約を締結している他のKTC通信サービスの利用において第57条（利用に係るKTC契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (7) 第24条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
 - (8) 第25条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第26条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
 - (9) 第45条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
 - (10) 第56条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定によりKTC通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をそのKTC契約者に通知します。
- ただし、前項第6号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

第8章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第29条 KTC契約者は、インターネット接続サービス（KTC通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第30条 当社は、KTC通信サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 KTC通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 KTC通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 KTC契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6 電波状況等により、KTC通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

7 無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

(通信利用の制限)

第31条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線

（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることができます。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記3の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

第31条の2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線に係る通信の利用を制限すること。
 - (2) 当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
 - (3) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がKTC通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
 - (4) 当社又は提供事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、KTC通信サービスの円滑な提供のために、WiMAX+5Gの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。
- 2 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高128kb/t/sに制限する取扱い（以下、「総量速度規制」といいます。）を行います。

KTC通信サービスの種類	総量速度規制データ量
WiMAX+5Gサービス	16,106,127,360バイト(15ギガバイト)
WiMAX2+サービス	7,516,192,768バイト(7ギガバイト)

- 3 契約移行があった場合、契約移行前のWiMAX2+サービスの契約者回線に係る通信の累計課金対象データ量を、前項に定める累計課金対象データ量に合算します。

第31条の3 当社は、前2条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した無線機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第31条の4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第32条 KTC通信サービスの料金は、料金表第1表（KTC通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、プラスエリアモードオプション料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、手続きに関する料金、グローバルIPアドレスオプション利用料、督促手数料とします。

2 KTC通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第33条 KTC契約者は、その料金契約に係る提供開始日から料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりKTC通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

(1) KTC契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(2) KTC契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、KTC契約者は、次の場合を除き、KTC通信サービスを利用できなかつた期間中の基本使用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
KTC契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(基本使用料の日割り)

第34条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

(1) その提供開始日が料金月の起算日以外の日であったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日に基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(3) 第33条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(4) 第39条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

2 前項第1号から第4号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第33条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

3 第1項第5号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

第34条の2 削除

(プラスエリアモードオプション料の支払義務)

第34条の3 KTC契約者は、プラスエリアモード又はハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第1表第3（プラスエリアモードオプション料）に規定するプラスエリアモードオプション料又はLTEオプション料の支払いを要します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第34条の4 KTC契約者は、料金月の末日が経過した時点にKTC通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第4（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 KTC契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第34条の5 KTC契約者は、料金月の末日が経過した時点にKTCつう新サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第5（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払を要します。

2 KTC契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第35条 KTC契約者は、KTC通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務)

第36条 KTC契約者は、別表に定めるグローバルIPアドレスオプションに係る特定APNを介して通信を行った料金月について、料金表第1表第6（グローバルIPアドレスオプション利用料）に規定するグローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要します。

ただし、KTC契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその料金契約に係る契約者回線を全く利用できない状態（その料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。

2 グローバルIPアドレスオプション利用料については、日割りは行いません。

(督促手数料の支払義務)

第37条 KTC契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第8（督促手数料）に規定する督促手数料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第38条 KTC契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ＫＴＣ契約者は、その工事に関する解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第39条 当社は、KTC契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、プラスエリアモードオプション料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びグローバルIPアドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 料金の計算は、料金表に規定する額により行います。

(料金等の請求)

第40条 当社及び料金回収会社は、当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

(料金等の支払い)

第41条 KTC契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、当社が定める期日までに、次の方法により当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(1) クレジットカード (VISA、Master、JCB、AMEX、Diners が利用可能です)

2 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

3 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、指定銀行口座へ依頼を行います。この場合において、KTC契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、指定口座への振り込みを行っていただきます。

(1) クレジットカード会社又は金融機関等によりKTC契約者の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止されたことを当社が知ったとき。

(料金の一括後払い)

第42条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、KTC契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金等の臨時減免)

第43条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することができます。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

(期限の利益喪失)

第44条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、KTC契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) KTC契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) KTC契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) KTC契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) KTC契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) KTC契約者の所在が不明であるとき。

(6) KTC契約者が預託金を預け入れないとき。

(7) その他KTC契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 KTC契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第4節 預託金

(預託金)

第45条 KTC契約者は、次の場合には、KTC通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていたことがあります。

(1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。

(3) 第28条（利用停止）第1項第1号、第2号又は第5号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、KTC契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

6 当社は、料金契約の解除が契約移行に係るものである場合、その料金契約に係る預託金について、前2項に係る預託金として預け入れていただいたものとして取り扱います。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第46条 KTC契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第47条 KTC契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 端数処理

(端数処理)

第48条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第10章 保守

(当社の維持責任)

第49条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

(KTC契約者の維持責任)

第50条 KTC契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、KTC契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(KTC契約者の切分責任)

第51条 KTC契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用できなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第52条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第53条 当社は、料金契約に基づきKTC通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したときに限り、そのKTC契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連續した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのKTC通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第34条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社は、KTC通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第54条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

- 2 当社は、KTC通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、KTC契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません

第12章 雜則

(承諾の限界)

第55条 当社は、KTC契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(無線事業における利用の禁止)

第56条 KTC契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

(利用に係るKTC契約者の義務)

第57条 KTC契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
- (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 削除
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でKTC通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
- (5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 KTC契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(他の電気通信事業者への通知)

第58条 KTC契約者は、第12条（KTC契約者が行う会員契約の解除）、第13条（当社が行う会員契約の解除）又は第14条の1（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記4に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（KTC契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第58条の2 KTC契約者は、提携事業者が当社と提携してauスマートバリュームイン（提供事業者がau（WIN）通信サービス契約約款又はau（LTE）通信サービス契約約款の定めにより提供する料金の割合であって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）をKTC契約者に案内及び提供するために（以下「本目的」といいます。）、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容及び契約状況等の情報を、当社が提携事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

(KTC契約者に係る情報の利用)

第59条 当社は、KTC契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工

事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（ＫＴＣ契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、ＫＴＣ通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（公衆無線ＬＡＮサービスの認証）

第60条 ＫＴＣ契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイアレス（以下「Wi-Fi提携事業者」といいます。）が公衆無線ＬＡＮサービス契約約款に基づきＫＴＣ契約者へ提供する「au Wi-Fi SPO T」の認証において、Wi-Fi提携事業者から当社へそのＫＴＣ契約者が使用しているUIMカードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。

2 当社は、前項の対応に関して生じた損害については、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

（認定機器以外の無線機器の扱い）

第61条 ＫＴＣ契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

（合意管轄裁判所）

第62条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第63条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

通則

(基本使用料の料金種別の取り扱い)

1 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表のプランに定める基本使用料種別の総称をいいます。

用語	基本使用料の料金種別
+ 5 G ギガ放題 プラン	K T - W i M A X ギガ放題プラス K T - W i M A X ギガ放題プラス アシスト 5 5 0
2 + ギガ放題 プラン	K T - W i M A X 3 年 ギガ放題 K T - W i M A X 3 年 ギガ放題 + アシスト 5 0 0 K T - W i M A X F L A T ツープラス (3年) ギガ放題 K T - W i M A X F L A T ツープラス (2年) ギガ放題 K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ 2年) ギガ放題 K T - W i M A X F L A T ツープラス (期間条件なし) ギガ放題
K T - W i M A X F L A T ツープラス プラン	K T - W i M A X F L A T ツープラス (3年) K T - W i M A X F L A T ツープラス (2年) K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ 2年) K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ割 4年) K T - W i M A X F L A T ツープラス (期間条件なし)

第 1 表 K T C 通信サービスに関する料金

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第 33 条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用													
(1) 基本使用料の料金種別の選択	<p>ア 基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) W i M A X + 5 G サービスに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K T - W i M A X ギガ放題プラス</td> </tr> <tr> <td>K T - W i M A X ギガ放題プラス アシスト 5 5 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) W i M A X 2 + サービスに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K T - W i M A X 3 年 ギガ放題</td> </tr> <tr> <td>K T - W i M A X 3 年 ギガ放題 + アシスト 5 0 0</td> </tr> <tr> <td>K T - W i M A X F L A T ツープラス (2年)</td> </tr> <tr> <td>K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ 2年)</td> </tr> <tr> <td>K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ割 4年)</td> </tr> <tr> <td>K T - W i M A X F L A T ツープラス (期間条件なし)</td> </tr> <tr> <td>K T - W i M A X F L A T ツープラス (2年) ギガ放題</td> </tr> <tr> <td>K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ 2年) ギガ放題</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	K T - W i M A X ギガ放題プラス	K T - W i M A X ギガ放題プラス アシスト 5 5 0	基本使用料の料金種別	K T - W i M A X 3 年 ギガ放題	K T - W i M A X 3 年 ギガ放題 + アシスト 5 0 0	K T - W i M A X F L A T ツープラス (2年)	K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ 2年)	K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ割 4年)	K T - W i M A X F L A T ツープラス (期間条件なし)	K T - W i M A X F L A T ツープラス (2年) ギガ放題	K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ 2年) ギガ放題
基本使用料の料金種別													
K T - W i M A X ギガ放題プラス													
K T - W i M A X ギガ放題プラス アシスト 5 5 0													
基本使用料の料金種別													
K T - W i M A X 3 年 ギガ放題													
K T - W i M A X 3 年 ギガ放題 + アシスト 5 0 0													
K T - W i M A X F L A T ツープラス (2年)													
K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ 2年)													
K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ割 4年)													
K T - W i M A X F L A T ツープラス (期間条件なし)													
K T - W i M A X F L A T ツープラス (2年) ギガ放題													
K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ 2年) ギガ放題													

	<p>KT-WiMAX FLAT ツープラス (期間条件なし) ギガ放題</p> <p>KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）</p> <p>KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年） ギガ放題</p>				
イ	KTC契約者は、料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。 ただし、KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（期間条件なし）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（期間条件なし）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題を選択することは出来ません				
ウ	KTC契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。				
エ	WiMAX 2+サービスをご契約のKTC契約者は、ウの規定にかかわらず、下表の左欄に定める料金種別と同表の右欄に定める料金種別との変更を申し込むことが出来ません。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Flat ツープラスプラン</th><th>3年ギガ放題プラン</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（期間条件なし）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（期間条件なし）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題</td><td>KT-WiMAX 3年ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500</td></tr> </tbody> </table>	Flat ツープラスプラン	3年ギガ放題プラン	KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（期間条件なし）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（期間条件なし）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題	KT-WiMAX 3年ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500
Flat ツープラスプラン	3年ギガ放題プラン				
KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（期間条件なし）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（期間条件なし）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題	KT-WiMAX 3年ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500				
オ	当社は、ウの申込みがあった場合は、次のとおり取り扱います。ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りでありません。 KTC通信サービスに係る基本使用料の料金種別の変更については、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。				
(2) 削除					
(3) 削除					

(4) KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題の取扱い

ア KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）は、その適用を開始した日（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）を含む料金月から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。

区分	適用月数
KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）	25料金月
KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）	37料金月
KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）	25料金月
KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）	49料金月
KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題	25料金月
KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題	37料金月
KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）ギガ放題	25料金月

イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に同一の料金種別で更新して適用します。

ウ KTC契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。

（ア）プラン解除料

1料金契約ごとに

区分	料金額
	税込額
プラン解除料	10,450円

（イ）適用除外要件

- ①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。
- ②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。
- ③別記6においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。

(5) KT-WiMAX
3年ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題＋アシスト500の取扱い

ア KT-WiMAX 3年ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題＋アシスト500（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）は、その適用を開始した日（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）を含む料金月から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。

区分	適用月数
KT-WiMAX 3年ギガ放題	37料金月
KT-WiMAX 3年ギガ放題 ＋アシスト500	37料金月

イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に同一の料金種別で更新して適用します。

ウ KTC契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。

（ア）プラン解除料

1料金契約ごとに

区分	料金額
	税込額
プラン解除料	10,450円

（イ）適用除外要件

- ①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。
- ②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。
- ③別紙においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。
- ④ その料金契約の解除が契約移行に係るものであったとき。

エ 当社は、KT-WiMAX 3年ギガ放題＋アシスト500契約者に、2（料金額）に規定する基本使用料に下表の加算料を加える取扱い（以下「端末代金の分割支払い」といいます。）を行います。

1料金契約ごとに月額

種別	加算料
	税込額
KT-WiMAX 3年ギガ放題 ＋アシスト500	550円

オ 当社は、エの申込みがあった場合は、次のいずれかに該当するときを除いて、これを承諾します。

（ア）そのKTC契約者がKTC通信サービスに係る料金その他債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

	<p>(イ) そのＫＴＣ契約者が第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、ＫＴＣ通信サービスの利用を停止されたことがあるとき。</p> <p>カ その料金契約において同時に適用されるＫＴＣ契約数（その申込日を含む料金月に廃止された数を含みます。）が3件を超えることとなるとき。</p> <p>キ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>ク ＫＴＣ契約者は、才の承諾を受けた場合は、その承諾した日（加算対象となる料金契約の締結と同時に端末代金の分割支払いを申し込んだ場合は、その提供開始日とします。以下「端末代金の分割支払い開始日」といいます。）を含む料金月から起算してその廃止日を含む料金月までの期間について、エの加算料を支払っていただきます。</p> <p>ケ 加算料については、第34条（基本使用料の日割り）の規定にかかわらず、日割りを行いません。</p> <p>コ 端末代金の分割支払い適用は、その端末代金の分割支払い開始日を含む料金月から起算して30料金月が経過することとなる料金月の末日をもって自動的に終了するものとします。</p> <p>サ ＫＴＣ契約者は、（ア）の発生事由のいずれかに該当した場合は、（イ）の端末代金残余額の支払いを要します。</p> <p>（ア）発生事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ＫＴ-WiMAX 3年ギガ放題＋アシスト500の料金契約の解除があったとき。 ②ＫＴＣ契約者からの申出により端末代金の分割支払い適用を廃止したとき。 <p>（イ）端末代金残余額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1料金契約ごとに</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KT-WiMAX 3年ギガ放題 +アシスト500</td> <td>550円に残余月数を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 残余月数は、30から継続月数（その端末代金の分割支払い開始日から起算して（ア）の発生事由に該当した日までの期間を含む料金月の数）を減じて得た数とします。</p>	1料金契約ごとに		区分	料金額	税込額	KT-WiMAX 3年ギガ放題 +アシスト500	550円に残余月数を乗じて得た額
1料金契約ごとに								
区分	料金額							
	税込額							
KT-WiMAX 3年ギガ放題 +アシスト500	550円に残余月数を乗じて得た額							
(6) KT-WiMAX ギガ放題プラス、KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550	<p>ア KT-WiMAX ギガ放題プラス、KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）は、その適用を開始した日（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）を含む料金月から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KT-WiMAX ギガ放題プラス</td> <td>37料金月</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550</td> <td>37料金月</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用月数	KT-WiMAX ギガ放題プラス	37料金月	KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550	37料金月	
区分	適用月数							
KT-WiMAX ギガ放題プラス	37料金月							
KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550	37料金月							

イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に同一の料金種別で更新して適用します。

ウ KTC契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。

（ア）プラン解除料

1 料金契約ごとに

区分	料金額
	税込額
プラン解除料	10,450円

（イ）適用除外要件

- ①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。
- ②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。
- ③別紙においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。
- ④ その料金契約の解除が契約移行に係るものであったとき。

エ 当社は、KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550契約者に、2（料金額）に規定する基本使用料に下表の加算料を加える取扱い（以下「端末代金の分割支払い」といいます。）を行います。

1 料金契約ごとに月額

種別	加算料
	税込額
KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550	605円

オ 当社は、エの申込みがあった場合は、次のいずれかに該当するときを除いて、これを承諾します。

（ア）そのKTC契約者がKTC通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（イ）そのKTC契約者が第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、KTC通信サービスの利用を停止されたことがあるとき。

カ その料金契約において同時に適用されるKTC契約数（その申込日を含む料金月に廃止された数を含みます。）が3件を超えることとなるとき。

キ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ク KTC契約者は、オの承諾を受けた場合は、その承諾した日（加算対象となる料金契約の締結と同時に端末代金の分割支払いを申し込んだ場合は、その提供開始日とします。以下「端末代金の分割支払い開始日」といいます。）を含む料金月から起算してその廃止日を含む料金月までの期間について、エの加算料を支払っていただきます。

ケ 加算料については、第34条（基本使用料の日割り）の規定にかかわらず、日割りを行いません。

コ 端末代金の分割支払い適用は、その端末代金の分割支払い開始日を含む料金月から起算して36料金月が経過することとなる料

	<p>金月の末日をもって自動的に終了するものとします。</p> <p>サ K T C 契約者は、(ア) の発生事由のいずれかに該当した場合は、(イ) の端末代金残余額の支払いを要します。</p> <p>(ア) 発生事由</p> <p>① K T - W i M A X ギガ放題プラス アシスト 550 の料金契約の解除があったとき。</p> <p>② K T C 契約者からの申出により端末代金の分割支払い適用を廃止したとき。</p> <p>(イ) 端末代金残余額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>料金額</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th>税込額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">K T - W i M A X ギガ放題プラス アシスト 550</td><td>605円に残余月数を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td colspan="3">備考 残余月数は、36から継続月数（その端末代金の分割支払い開始日から起算して(ア)の発生事由に該当した日までの期間を含む料金月の数）を減じて得た数とします。</td></tr> </tbody> </table>	区分		料金額			税込額	K T - W i M A X ギガ放題プラス アシスト 550		605円に残余月数を乗じて得た額	備考 残余月数は、36から継続月数（その端末代金の分割支払い開始日から起算して(ア)の発生事由に該当した日までの期間を含む料金月の数）を減じて得た数とします。																				
区分		料金額																													
		税込額																													
K T - W i M A X ギガ放題プラス アシスト 550		605円に残余月数を乗じて得た額																													
備考 残余月数は、36から継続月数（その端末代金の分割支払い開始日から起算して(ア)の発生事由に該当した日までの期間を含む料金月の数）を減じて得た数とします。																															
(7) プラン解除料に関する特約の適用	<p>ア プラン解除料に関する特約（以下「プラン特約」といいます。）とは、K T C 契約者の選択により、(2) の規定にかかわらず、次に定めるプラン解除料を適用することをいいます。</p> <p>(1) K T - W i M A X F L A T ツープラス（2年）、K T - W i M A X F L A T ツープラス（auスマート2年）、K T - W i M A X F L A T ツープラス（2年）ギガ放題、K T - W i M A X F L A T ツープラス（auスマート2年）ギガ放題に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>税込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>20,900円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>15,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 プラン特約の適用を開始した日を含む料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から起算して13料金月経過ごとに1年として取り扱います。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) K T - W i M A X F L A T ツープラス（3年）、K T - W i M A X F L A T ツープラス（3年）ギガ放題に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>税込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>20,900円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>15,400円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>10,450円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 プラン特約の適用を開始した日を含む料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から起算して13料金月経過ごとに1年として取り扱います。</td> </tr> </tbody> </table>	区分		料金額			税込額	プラン解除料	1年目	20,900円	2年目	15,400円	備考 プラン特約の適用を開始した日を含む料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から起算して13料金月経過ごとに1年として取り扱います。			区分		料金額			税込額	プラン解除料	1年目	20,900円	2年目	15,400円	3年目	10,450円	備考 プラン特約の適用を開始した日を含む料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から起算して13料金月経過ごとに1年として取り扱います。		
区分		料金額																													
		税込額																													
プラン解除料	1年目	20,900円																													
	2年目	15,400円																													
備考 プラン特約の適用を開始した日を含む料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から起算して13料金月経過ごとに1年として取り扱います。																															
区分		料金額																													
		税込額																													
プラン解除料	1年目	20,900円																													
	2年目	15,400円																													
	3年目	10,450円																													
備考 プラン特約の適用を開始した日を含む料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から起算して13料金月経過ごとに1年として取り扱います。																															

	<p>イ プラン特約は、初回の満了月が経過した時点にその適用を廃止するものとします。</p> <p>ウ 当社は、プラン特約の適用の開始又は廃止があった場合は、この約款において特段の定めがない限り、基本使用料の料金種別の変更があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(3) K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ割4年)に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">料金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">税込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>20,900円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>15,400円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>10,450円</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td>10,450円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プラン特約の適用を開始した日を含む料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から起算して 13料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>イ プラン特約は、初回の満了月が経過した時点にその適用を廃止するものとします。</p> <p>ウ 当社は、プラン特約の適用の開始又は廃止があった場合は、この約款において特段の定めがない限り、基本使用料の料金種別の変更があったものとみなして取り扱います。</p>	区 分	料金額		税込額		プラン解除料	1年目	20,900円	2年目	15,400円	3年目	10,450円	4年目	10,450円
区 分	料金額														
	税込額														
プラン解除料	1年目	20,900円													
	2年目	15,400円													
	3年目	10,450円													
	4年目	10,450円													
(8) a u スマートバリューミニの取扱い	<p>ア 当社は、K T C 契約者がK T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ2年)、K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ割4年)（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）の適用を受ける契約者回線を指定して提携事業者へa u スマートバリューミニの適用の申込みをし、その承諾を受けた場合は、その承諾日の翌日（その日においてその契約者回線が本プランの適用を受けていないときは、その適用が開始された日とします。）以降、その契約者回線について、ハイスピードモードにおけるW i M A X 2+通信に係る情報量を、第31条の2（通信利用の制限）第1項第3号に定める総情報量の集計から除外します。</p> <p>ただし、K T - W i M A X F L A T ツープラス (a u スマホ2年) の適用を受けている契約者回線については、平成27年2月19日以前の申込みによりその料金種別の適用が開始されたものであって、その契約者回線に係るa u スマートバリューミニの適用を受けている提携事業者の電気通信サービスにおいて、次のいずれかの料金が適用されているものに限ります。</p> <p>(ア) 提携事業者のa u (W I N) 通信サービス契約約款に定める特定パケット通信定額制、プランF (I S) 又はプランF (I S) シンプル</p> <p>(イ) 提携事業者のa u (L T E) 通信サービス契約約款に定める特定データ通信定額制</p>														

	<p>イ 当社は、アに定める auスマートバリュームインの適用が廃止された場合は、翌料金月以降、その契約者回線に係るアの措置を取り止めるものとします。</p> <p>ウ KTC契約者は、ア及びイに定める措置を実施するため、その auスマートバリューの適用の開始又は廃止があった事実を提携事業者が当社へ通知することにあらかじめ同意するものとします。</p>						
(9) 削除							
(10) 削除							
(11) 基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等	<p>ア KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題＋アシスト500、KT-WiMAX ギガ放題プラス、KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）の適用を受けている契約者回線については、スタンダードモード又はハイスピードモードによる通信に係る情報量を、第31条の2（通信利用の制限）第2項に定める総情報量の集計から除外します。</p> <p>イ KT-WiMAX ギガ放題プラス、KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550の適用を受けている契約者回線に係るスタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行いません。</p> <p>ウ 本プランの適用を受けている契約者回線については、WiMAX2+基地局設備の混雑状況によりWiMAX2+通信の伝送速度を制限する場合があります。</p>						
(12) おトク割の適用	<p>ア おトク割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、当社が指定する無線機器（以下この欄において「対象機器」といいます。）の購入と同時に（ア）に定める基本使用料の料金種別（以下この欄及び（12）において「対象種別」といいます。）を選択して締結された料金契約について、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から（イ）に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。</p> <p>（ア）割引期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）ギガ放題（以下この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。）</td> <td>提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題（以下この欄において</td> <td>提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	割引期間	KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）ギガ放題（以下この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間	KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題（以下この欄において	提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間
基本使用料の料金種別	割引期間						
KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）ギガ放題（以下この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間						
KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題（以下この欄において	提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間						

	<p>てこれらを総称して「対象種別B」といいます。)</p> <p>K T - W i M A X F L A T ツープラス(a uスマホ割4年) (以下この欄においてこれらを総称して「対象種別C」といいます。)</p>									
	<p>K T - W i M A X F L A T ツープラス(a uスマホ割4年) (以下この欄においてこれらを総称して「対象種別C」といいます。)</p>	提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間								
(イ) 割引額										
1 料金契約ごとに月額										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>料金額(税込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額</td><td>550円</td></tr> </tbody> </table>			区 分	料金額(税込)	割引額	550円				
区 分	料金額(税込)									
割引額	550円									
イ 当社は、各料金月において、基本使用料の支払いをする日数がその料金月に含まれる日数に満たない場合は、その支払いをする日数に応じて、アの割引額を日割りします。										
ウ 本割引の適用を受けている料金契約について、対象種別A、対象種別B又は対象種別Cの間の料金種別の変更があった場合は、アの規定にかかわらず、下表に定める割引期間において本割引を適用します。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>割引期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象種別Aに変更した場合</td><td>対象種別Aの適用を開始した日を含む料金月から起算して24料金月間</td></tr> <tr> <td>対象種別Bに変更した場合</td><td>対象種別Bの適用を開始した日を含む料金月から起算して36料金月間</td></tr> <tr> <td>対象種別Cに変更した場合</td><td>対象種別Bの適用を開始した日を含む料金月から起算して48料金月間</td></tr> </tbody> </table>			区 分	割引期間	対象種別Aに変更した場合	対象種別Aの適用を開始した日を含む料金月から起算して24料金月間	対象種別Bに変更した場合	対象種別Bの適用を開始した日を含む料金月から起算して36料金月間	対象種別Cに変更した場合	対象種別Bの適用を開始した日を含む料金月から起算して48料金月間
区 分	割引期間									
対象種別Aに変更した場合	対象種別Aの適用を開始した日を含む料金月から起算して24料金月間									
対象種別Bに変更した場合	対象種別Bの適用を開始した日を含む料金月から起算して36料金月間									
対象種別Cに変更した場合	対象種別Bの適用を開始した日を含む料金月から起算して48料金月間									
エ 本割引の適用を受けている料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>割引終了月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金契約の解除があった場合</td><td>その解除があった日を含む料金月</td></tr> <tr> <td>対象種別以外の料金種別への変更があった場合</td><td>その変更があった日を含む料金月の前料金月</td></tr> </tbody> </table>			区 分	割引終了月	料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月		
区 分	割引終了月									
料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月									
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月									
(13) 長期利用割引の適用	<p>ア 長期利用割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、おトク割の適用を受けていた契約者回線について、その割引期間が満了した料金月の翌料金月以降、対象種別の適用を受けている場合に、その基本使用料から下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行なうことをいいます。</p>									
	<p>1 料金契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>料金額(税込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額</td><td>550円</td></tr> </tbody> </table>		区 分	料金額(税込)	割引額	550円				
区 分	料金額(税込)									
割引額	550円									
イ 本割引の適用を受けている料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>割引終了月</th></tr> </thead> </table>			区 分	割引終了月						
区 分	割引終了月									

	料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月														
	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月														
(14) KT-WiMAX + 5G始める割の適用	<p>ア KT-WiMAX + 5G始める割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、当社が指定する無線機器（以下この欄において「対象機器」といいます。）の購入と同時に（ア）に定める基本使用料の料金種別（以下この欄において「対象種別」といいます。）を選択して締結された料金契約について、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から（イ）に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。</p> <p>（ア）割引期間</p> <table border="1"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>割引期間</th> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX ギガ放題プラス、KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550</td> <td>提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間</td> </tr> </table> <p>（イ）割引額</p> <p>1 料金契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額</td> <td>550円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、各料金月において、基本使用料の支払いを要する日数がその料金月に含まれる日数に満たない場合は、その支払いをする日数に応じて、アの割引額を日割りします。</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引終了月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金契約の解除があった場合</td> <td>その解除があった日を含む料金月</td> </tr> <tr> <td>対象種別以外の料金種別への変更があった場合</td> <td>その変更があった日を含む料金月の前料金月</td> </tr> </tbody> </table>		基本使用料の料金種別	割引期間	KT-WiMAX ギガ放題プラス、KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間	区分	料金額（税込）	割引額	550円	区分	割引終了月	料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月
基本使用料の料金種別	割引期間															
KT-WiMAX ギガ放題プラス、KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間															
区分	料金額（税込）															
割引額	550円															
区分	割引終了月															
料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月															
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月															

2 料金額

WiMAX + 5Gサービスに係るもの

1 料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税込額
KT-WiMAX ギガ放題プラス	4,818円
KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550	4,818円

WiMAX 2+サービスに係るもの

1 料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税込額
KT-WiMAX 3年ギガ放題	4,268円
KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500	4,268円

KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）	4,615円
KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）	4,615円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (auスマホ2年)	4,615円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (auスマホ4年)	4,615円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年) ギガ放題	5,368円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (期間条件なし)	5,715円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年) ギガ放題	5,368円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (auスマホ2年) ギガ放題	5,368円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (期間条件なし) ギガ放題	6,468円

第2 削除

第3 プラスエリアモードオプション料等

1 適用

プラスエリアモードオプション料又はLTEオプション料の適用については、第34条の3（プラスエリアモードオプション料等の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

プラスエリアモードオプション料等の適用					
(1) プラスエリアモードオプション料の適用除外	<p>ア KT C契約者は、料金月の末日（その料金月において料金契約の解除（契約移行に係るものを除きます）があった場合は、その日とします。）において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合、その料金月のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KT-WiMAX ギガ放題プラス</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの場合のほか、KT C契約者は、契約移行のあった日を含む料金月においてLTEオプション料の支払いを要する場合、その料金月のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。</p>	基本使用料の料金種別	KT-WiMAX ギガ放題プラス	KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550	
基本使用料の料金種別					
KT-WiMAX ギガ放題プラス					
KT-WiMAX ギガ放題プラス アシスト550					
(2) LTEオプション料の適用除外	<p>ア KT C契約者は、料金月の末日（その料金月において料金契約の解除（契約移行に係るものを除きます。）があった場合は、その日とします。）において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合、その料金月のLTEオプション料の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年） ギガ放題</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）	KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年） ギガ放題	KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）
基本使用料の料金種別					
KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）					
KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年） ギガ放題					
KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）					

	K T - W i M A X 3年ギガ放題
	K T - W i M A X 3年ギガ放題＋アシスト500
	イ アの場合のほか、K T C 契約者は、基本使用料の料金種別の変更によりアの表に定める基本使用料の料金種別の適用を開始した場合は、その適用を開始した日を含む料金月の前料金月のLTEオプション料の支払いを要しません。
	ウ K T C 契約者は、auスマートバリュームインの適用を受けた料金月については、その適用の申込みに際して指定した契約者回線に係るLTEオプション料の支払いを要しません。

2 料金額

1 料金契約ごとに月額

区分	料金額	料金契約ごとに月額	
		税込額	
プラスエリアモードオプション料	1,100円		
LTEオプション料	1,105円		

第4 ユニバーサルサービス料

区分	料金額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める額

※K T C 通信サービスの各プランについては、電話番号一つに対して、ユニバーサルサービス料が発生いたします。※電話会社が負担する1電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に1回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金が変更される場合があります。なお、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<https://www.tca.or.jp/universalservice/>）または音声・FAX案内（03-3539-4830：24時間受付）にてご確認ください。

第5 電話リレーサービス料

区分	料金額
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める額

※K T C 通信サービスの各プランについては、電話番号一つに対して、電話リレーサービス料が発生いたします。電話会社が負担する1電話番号当たりの負担額（番号単価）は、電話リレーサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、1年に1回料金の設定が行われているため、その内容に応じてお客様に料金をお支払いいただきます。なお、電話利用サービス制度について定めた社団法人電気通信事業者協会のホームページは次の通りです。

（https://www.tca.or.jp/telephonrelay_service_support）

音声・FAX案内：03-6302-8391<土日祝休日、年末年始を除く9時～17時>

第6 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第35条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用							
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>登録料</td><td>料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>契約移行手数料</td><td>料金契約の申し込みをし、その承諾を受けた場合であって、その料金契約が契約移行により締結されたものであるときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	区分	内容	登録料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	契約移行手数料	料金契約の申し込みをし、その承諾を受けた場合であって、その料金契約が契約移行により締結されたものであるときに支払いを要する料金
区分	内容						
登録料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
契約移行手数料	料金契約の申し込みをし、その承諾を受けた場合であって、その料金契約が契約移行により締結されたものであるときに支払いを要する料金						
(2) 登録料の適用除外	KTC契約者は、その料金契約の申し込みが契約移行にかかるものであるときは、登録料の支払いを要しません。						

2 料金額

区分	単位	料金額
		税込額
事務手数料	1料金契約ごとに	3,300円
契約移行手数料	1料金契約ごとに	3,300円

第7 グローバルIPアドレスオプション利用料

1料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税込額
グローバルIPアドレスオプション利用料	105円

第8 削除

第9 督促手数料

1督促通知ごとに

区分	料金額
	税込額
督促手数料	330円

第2表 工事費

区分	料金額
工事費	別に算定する実費

別表 オプション機能

種類	提供条件
1 公衆無線LANオプション（KT Wi-Fiプレミアム）	<p>1 Wi-Fi提供事業者が公衆無線LANサービス契約約款に基づき提供する「WiMAX2+Wi-Fiサービス」を利用することができるようにする機能をいいます。</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当社は、本機能の申し込みを受けたときは、同時にWi-Fi提供事業者への「WiMAX2+Wi-Fiサービス」に係る利用契約の申し込みがあったものとみなして取り扱います。 (2) 当社は、(1)の場合において、Wi-Fi提供事業者がその申し込みを承諾しなかったときは、本機能の申し込みを承諾しません。 (3) 当社は、本機能の提供を開始した後、「WiMAX2+Wi-Fiサービス」に係る利用契約が終了したときは、本機能の提供を終了します。 (4) KTC契約者は、Wi-Fi提供事業者が当社へ(2)及び(3)の業務の遂行に必要な情報を通知することにあらかじめ同意していただきます。 (5) 当社は、本機能の利用の請求を承諾したときは、KTC契約者にWi-Fi認証ID（「WiMAX2+Wi-Fiサービス」を利用するKTC契約者を識別するための英字、数字及び記号の組み合わせをいいます。以下同じとします。）を付与します。 (6) KTC契約者は自らの責任において、Wi-Fiパスワード（Wi-Fi認証IDと組み合わせてそのKTC契約者を認証するための英字、数字及び記号の組み合わせをいいます。以下同じとします。）を設定して頂きます。 (7) KTC契約者は、Wi-Fi認証ID及びWi-Fiパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、その不正使用が想定される事態を認識したときは、そのことを速やかにKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。 (8) 当社はWi-Fi認証ID及びWi-Fiパスワードの漏えいが想定される事態を発見したときは、事前の通知なく、本機能の利用を停止できるものとします。 (9) KTC契約者は、「WiMAX2+Wi-Fiサービス」の利用に際して、KTC契約者がWi-Fi認証ID及びWi-Fiパスワードの有効性について、Wi-Fi提供事業者から当社へ確認を求められた場合に、当社がその結果をWi-Fi提供事業者へ通知することにあらかじめ同意していただきます。 (10) 当社は、本機能の提供及び(9)の通知に関連して生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。 (11) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
2 グローバルIPアドレスオプション	KTC契約者が指定した無線機器に専らグローバルIPアドレスを割り当てる機能をいいます。

	<p>備 考</p> <p>(1) WiMAX2+サービスの契約者回線に限り提供します。</p> <p>(1) KTC契約者は、当社が別に定める接続先（以下「特定APN」といいます。）を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。</p> <p>(2) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

2 新聞社等の基準

区分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1)から(15)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

4 KTC契約者が指定できる支払方法

会員契約の名義	KTC契約者が指定できる支払方法
個人	当社が指定するクレジットカード決済
法人	当社が指定するクレジットカード決済

附 則（平成25年4月1日）

（実施時期）

1 この約款は、平成25年4月1日から実施します。

制定日：平成25年4月1日

附 則（平成25年5月1日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

附 則（平成25年8月1日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。

附 則（平成25年10月31日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年10月31日から実施します。

附 則（平成27年3月1日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年3月1日から実施します。

（WiMAX2+総量規制の緩和に関する経過措置）

2 2015年2月19日までに申し込まれた通常料金契約に基づき開通したWiMAX2+サービスに係る契約者回線については、その提供開始日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第31条の2（通信利用の制限）の（3）に定める「WiMAX2+総量規制」の集計から除外します。

附 則（平成28年7月1日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

附 則（平成28年11月1日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年6月1日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。

2 3年プランに関する内容を追加。

附 則（平成30年9月1日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

附 則（令和1年10月1日）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和1年10月1日から実施します。

(契約の移行に係る優遇措置)

- 2 KTC契約者は、この改正規定実施の日から令和2年3月31日までの間に、第16条の2（利用可能なKTC通信サービスの種類）の規定によりシングルサービスからツープラスサービスへの種類の変更を行ったときは、料金表の規定にかかわらずその手続きにより通常発生するシングルサービスに係る解除料金及び事務手数料の支払いを要しません。
- 3 前項の場合において、その変更日を含む料金月の翌月から起算して36料金月が経過するまでの間、1通常料金契約ごとに、その基本使用料3,880円から684円を控除します。36料金月経過後は基本使用料3,880円となります。
- 4 この改訂規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年4月1日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年1月1日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

（ユニバーサルサービス料の適用）

- 2 令和2年12月利用分までのユニバーサルサービス料の額は、従前の通り1料金契約ごとに月額3円（税込）とします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

附則（令和3年4月8日）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和3年4月8日から実施します。

ただし、この改定規定中、契約移行に関する改定規定はについては、令和3年5月以降に当社が別に定める日から実施します。

（KTC通信サービスの種類に関する経過措置）

- 2 この改定規定実施の際、現にKTC通信サービスの提供を受けている契約者回線については、この改定規定実施日において、WiMAX2+サービスの提供をうけているものとみなします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

附則（令和3年7月1日）

この改定規定は、令和3年7月1日から実施します。

【お問い合わせ連絡先】

KT-WiMAX コールセンター

- 一般電話・携帯電話から 0120-980-886（携帯電話・PHSからもご利用できます）
- 受付時間：10:00～20:00（メンテナンス日を除き年中無休）
- FAX:03-5657-6731
- ホームページからもお問い合わせいただけます。アドレス <http://www.kt-wimax.com/>

【KTC 通信サービスを提供する会社】
株式会社ケーティーコミュニケーションズ

別紙 WiMAX 2+サービスの基本使用料の料金種別の変更に係る取扱い

区分	KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)	KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)ギガ放題	変更後					
			KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)		KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ2年)		KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ4年)	
	通常	特約	通常	特約	通常	特約	通常	特約
変更前	KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)	x	x	x	x	x	x	x
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)ギガ放題	x	x	x	x	x	x	x
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)	●	●	○	○	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ2年)	●	●	○	○	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ4年)	●	●	●	●	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題	●	●	○	○	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ2年)ギガ放題	●	●	○	○	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)	●	●	●	●	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)ギガ放題	●	●	●	●	●	●	●
	KT-WiMAX 3年ギガ放題	x	x	x	x	x	x	x
	KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500	x	x	x	x	x	x	x

区分	KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ2年) ギガ放題	変更後					
		KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)		KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)ギガ放題		KT-WiMAX 3年 ギガ放題	KT-WiMAX 3年 ギガ放題+アシスト 500
	通常	特約	通常	特約	通常	特約	
変更前	KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)	x	x	x	x	x	x
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)ギガ放題	x	x	x	x	x	x
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)	●	●	●	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ2年)	●	●	●	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ4年)	●	●	●	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題	●	●	●	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ2年)ギガ放題	●	●	●	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)	●	●	●	●	●	●
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)ギガ放題	●	●	●	●	●	●
	KT-WiMAX 3年ギガ放題	x	x	x	x	x	x
	KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500	x	x	x	x	x	x

※「通常」は定期プラン特約の適用が無い場合を、「特約」は定期プラン特約の適用がある場合を指します。各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとします。

記号	料金種別の変更	適用期間の特例	プラン解除料の特例
x	不可	—	—
○	可	適用期間を引き継ぐ	プラン解除料金の支払いを要さない
△	可	適用期間を引き継ぐ	—
●	可	—	プラン解除料金の支払いを要さない
▲	可	—	—